部長及び参事官　　警務発第640号
殿　　令和７年６月20日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

警察活動における暑熱対策品の活用等について（通達乙）

県警察においては、暑熱環境下で活動する警察職員の健康や安全の確保等を目的として、「屋外において警察活動に従事する際のサングラスの着用について（通達乙）」（令和６年７月19日警務発第395号）及び「警察活動における暑熱対策品の活用等について（通達乙）」（令和６年７月19日警務発第396号）（以下「旧通達等」という。）を示達し、サングラスを含めた暑熱対策品の活用基準を明確化していたところであるが、この度、より適応性に優れた暑熱対策品の活用が図れるよう、下記のとおり新たな基準としたので、各位にあっては、適切な運用に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達等は廃止する。

記

１　目的

職員が、暑熱対策に資する物品（以下「暑熱対策品」という。）を活用することにより、暑熱環境下における警察活動中の熱中症や体調不良となる事案を防ぎ、職員の命や健康を守るほか、警察活動の能率的な遂行を確保することを目的とする。

２　暑熱対策品別の基準等

(1)　サングラス

ア　対象職員

屋外において警察活動に従事する全ての警察職員

イ　着用基準

警察職員の品位を保つ上で、華美、奇異な形状又は色調でなく、かつ、以下の着用基準を満たしているものとする。

(ｱ)　形状は、一般的に「ウェリントン」、「スクエア」及び「スポーツ」タイプと呼称されるもので、顔から大きくはみ出ないもの

(ｲ)　レンズ及びフレームは、黒色系統のもの

(ｳ)　レンズは、表面が変色（グラデーション）又はミラー加工でないもの

(ｴ)　レンズは、紫外線遮蔽性（ＵＶカット機能）を有し、可視光線透過率（視感透過率）が８％を超えるもの

(2)　その他の暑熱対策品

その他の暑熱対策品の具体例としては、冷却ネックリング、冷却タオル、冷却ベスト、ドリンクホルダー、保冷剤、携帯扇風機等をいう。

ア　対象職員

屋内外問わず警察活動に従事する全ての警察職員

イ　着用基準

警察職員の品位を保つ上で、華美、奇異な形状又は色調でなく、かつ、以下の着用基準を満たしているものとする。

(ｱ)　制服、活動服、特殊被服等（以下「制服等」という。）を着用している場合は、制服等が判別不能とならないもの

(ｲ)　装着する装備品の取り出しを妨げ、若しくは機能を害しないもの

(ｳ)　着脱が容易であるなど、受傷事故防止に配意した着用が可能なもの

3　留意事項

(1)　サングラスを着用する職員は、屋内、夜間、雨天その他警察活動を行う環境上サングラス着用の効果が発揮されない場合のほか、県民への応接、職務質問、事情聴取等の機会においてはサングラスを着用しないこと。

(2)　サングラスを着用する職員の直属の上司は、職員に対して、県民に威圧感を与えることなく、適切な応接に努めるよう指導を行うこと。

(3)　職員が着用する暑熱対策品は、原則として職員個人で準備すること。

(4)　職場における暑熱対策品の活用が適切に運用されるよう、幹部を含めた全職員は、「高知県警察処務規程の解釈及び運用上の留意事項について（通達甲）」（平成28年３月30日警務発第421号）を遵守し、警察職員としてふさわしい品位の保持に努めること。

(5)　服装の斉一を指示された場合は、暑熱対策品を着用しないこと。

（担当：企画係　2662・2663）